

「建物内収容動産」を含むご契約（※）の保険の対象の範囲が広がります

（※）2015年9月30日以前にご加入されたセコム安心マイホーム保険や、2017年12月31日以前にご加入されたその他の火災保険等も含まれます。

より充実した補償をお届けするため、保険の対象に「建物内収容動産」を含む火災保険等について、すでにご加入いただいているご契約も含めて下記のとおり保険の対象の範囲を拡大する改定を行いました。本改定に伴う保険金額の見直しをご希望の場合やご不明な点等につきましては、取扱代理店またはセコム損保営業店までご照会ください。

本改定の実施日

2018年1月1日以降に発生した事故より実施します。

拡大対象となる保険の対象の収容場所の例



物置



車庫

対象契約・改定内容

下表のとおりです。

	対象契約		改定内容
	保険種類	保険期間の始期日 （ご契約開始日）	
保険の対象に「建物内収容動産」を含む、右記に該当するご契約	セコム安心マイホーム保険 （家庭総合保険）	2015年9月30日以前 （2015年10月1日以降 のご契約は本改定を実施 済みです。）	保険の対象である「家財」を収容する建物と同一敷地内にある 物置・車庫等の付属建物内に収容されている「家財」を、保険 の対象に含めて取り扱います。
	住宅火災保険 住宅総合保険	2017年12月31日以前 （2018年1月1日以降 のご契約は本改定を実施 済みです。）	家財
	あんしんニューダブル （満期戻総合保険）		保険の対象である下記①または②を収容する建物と同一敷地 内にある物置・車庫等の付属建物内に収容されている下記① または②を、保険の対象に含めて取り扱います。（※1） ① 家財 ② 設備・什器等（※2）
	普通火災保険（一般） 店舗総合保険		保険の対象である下記①、②または③を収容する建物と同一 敷地内にある物置・車庫等の付属建物（床面積が66㎡未満 のものに限り。）内に収容されている下記①、②または③を 保険の対象に含めて取り扱います。（※1） ① 家財 ② 設備・什器等（※2） ③ 商品・製品等（※3）

※1 保険の対象に含めて取り扱うのは、保険の対象が同じ区分の場合のみです。

（例：保険の対象が「家財」のみの場合、付属建物内収容の「家財」のみを保険の対象に含めて取り扱います。）

※2 「設備・什器等」とは、設備、装置、機械、器具、工具、什器、備品を指します。

※3 「商品・製品等」とは、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物、副資材を指します。